

生活ホーム事業実施要綱

(目的)

第1条 生活ホーム事業は、身体障害者及び知的障害者で自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等でそれができない者に生活ホームを利用させ、もってその社会的自立の助長を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「設置市町村」とは、生活ホームの所在地の市町村とする。

(実施主体)

第3条 生活ホーム事業の実施主体は市町村とする。

(設置及び運営主体)

第4条 生活ホームの設置及び運営主体（以下「設置者」という。）は、市町村、社会福祉法人又は障害者の福祉に関する団体とする。

2 社会福祉法人又は障害者の福祉に関する団体で生活ホームの設置を希望するものは、様式第1号「生活ホーム設置承認申請書」により設置市町村の長の承認を得なければならない。

3 社会福祉法人又は障害者の福祉に関する団体で既に承認を受けた生活ホームについて、定員等の変更をしようとするときは様式第2号「生活ホーム変更事項承認申請書」により設置市町村の長の承認を得なければならない。

(入居者)

第5条 生活ホームの入居者は原則として身辺自立している身体障害者及び知的障害者で、自立した生活を望みながらも家庭環境・住宅事情等の理由により社会的自立が阻害されている者であって、市町村長が利用を適当と認めた者とする。

(入退去者の決定)

第6条 生活ホームの入居を希望する者は、居住地又は現在地の市町村長に様式第3号「生活ホーム入居申請書」を提出するものとする。

2 前項の「生活ホーム入居申請書」を受理した市町村長は、必要に応じ、設置市町村の長、設置者等関係機関の意見を徴したうえで入居の可否を決定しなければならない。

3 前項の規定により、入居を必要と認めたときは様式第4号「生活ホーム入居依頼書」により設置者に入居依頼を行うとともに様式第5号「生活ホーム入居承認・不承認通知書」によりその旨を申請者に通知するものとする。

なお、生活ホームの所在地が当該市町村以外にある場合の入居依頼

書は、様式第6号の依頼文を添えて、設置市町村の長に提出するものとする。また、当該市町村が設置者である場合は、様式第4号の入居依頼は要しない。

- 4 第2項の規定により、入居を不必要と認めたときは様式第5号「生活ホーム入居承認・不承認通知書」によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 5 設置者は、生活ホーム入居者の退去が必要と認められるときは、退去に関する意見書を市町村長に提出するものとする。
- 6 前項の意見書を受理した市町村長は、必要に応じ、関係機関の意見を求め、内容を審査の上、退去が適当と認めたときはその旨を当該入居者に通知するものとする。

なお、生活ホームの所在地が当該市町村である場合は、前項の意見書の提出は要しない。その場合、市町村長が生活ホーム入居者の退去を適当と認めたときはその旨を当該入居者に通知するものとする。

(入居者の負担)

第7条 生活ホームの入居者は、次に掲げる経費について自己負担するものとする。

- (1) 部屋代
- (2) 飲食物費
- (3) 光熱水費
- (4) 維持・修理に必要な経費

(管理及び運営)

第8条 設置者は、入居者に対する指導処遇の方針並びに自己負担等に関する規定を明示しておかなければならない。

- 2 設置者は、前項の管理運営が適切に行える職員を第9条に定める基準に基づき配置しなければならない。
- 3 前項の職員は、概ね次の事項について指導・援助を行うものとする。
 - (1) 食事管理、健康管理、金銭管理上必要な指導・援助
 - (2) 通勤、通所等の継続に必要な指導・援助
 - (3) 生活習慣の確立、余暇利用、対人関係等に関する指導・援助
 - (4) その他自立並びに社会参加に必要な指導・援助

なお、食事は入居者の自炊を原則とする。

- 4 設置者は、生活ホーム運営の会計並びに入居者に対する指導・援助に関する帳簿を整備しておくものとする。

(設備等の基準)

第9条 生活ホームの設備、利用定員及び職員配置基準は、別紙「生活ホーム設備等基準」によるものとする。

(県外施設の特例)

第10条 市町村長は、必要に応じ県外に設置されている生活ホームと類

似の施設（知的障害者グループホームを除く）に対し、この要綱に基づき身体障害者又は知的障害者を入居させることができる。

2 この場合、第4条第2項に定める手続きに準じ、その施設を生活ホームとして事前に承認しておくものとする。

承認に当っては、その施設が前条に定める設備等の基準を満たしているほか、その施設の設置主体が市町村か社会福祉法人であり、なおかつ、施設所在地の県からその県民にかかる分の運営費の補助を受けていることを要件とする。

3 入退居者の決定の手続きについては、第6条第1項から第6項までに定める手続きを準用するものとする。

ただし、設置市町村の長への依頼等の手続きについては実情に応じ省略することができる。

（費用の支弁）

第11条 市町村長は、生活ホーム事業の運営及び建物改修に要する経費を支弁することができる。

2 県は、前項の規定により市町村長が支弁した経費について別に定める基準により市町村に補助を行うものとする。

（指導監査の実施）

第12条 市町村は、その区域内に設置している生活ホームに対して、毎年度指導監査を実施するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年4月から市町村の長は、生活ホームの設置承認は行わないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 紙

生活ホーム設置等基準

1 設置基準

- (1) 居室 収納設備を除き1人6.6㎡以上
- (2) 便所、浴室、洗面所、洗濯場その他日常生活に不可欠な設備
(安全、快適に使用できるように配慮すること。)
- (3) 非常口及び消火設備

2 利用定員及び職員配置基準

利用者	利用職員	4人	5人	6人	7人	8人	9人
人	常勤1	○	○				
人 勤1人	常勤1 非常	○	○	○	○		
人	常勤2	○	○	○	○	○	○

○印は認められる組み合わせ